

平安女学院校友会会則

第1章 総則

第1条 本会は、平安女学院校友会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とし、あわせて平安女学院（以下「母校」という）の発展を期する。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母校と会員および会員相互の連絡を密にするための事業
- (2) 会員名簿の整備
- (3) 学生生徒の募集活動の支援
- (4) 母校の教育活動への援助および財政援助
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事業

第4条 本会の本部は学校法人平安女学院法人事務局に置き、必要に応じ地域支部を置くことができる。

- 2 地域支部は、常任幹事会の議を経て設置することができる。
- 3 地域支部には、常任幹事会の議を経て必要な援助を行うことができる。
- 4 地域支部の運営について、地域支部会則を別に定める。

第2章 会員

第5条 本会は、次の資格を有する者を、総会で議決権を有する会員として組織する。

(1) 第1号会員

平安女学院大学、平安女学院大学短期大学部、平安女学院高等学校、平安女学院中学校および各学校の前身校の卒業生

(2) 第2号会員

本学院の教職員。但し、専任以外は本人の申出により、会員となることができる。（第1号会員と重複する者は、第1号会員とする）

第6条 (削除)

第7条 (削除)

第8条 会員は、常任幹事会において定める別表の会費を納めなければならない。入会金を納めた者は、校友会の終身会員とする。なお、理由の如何に関わらず納入した入会金は返還しない。

第3章 役員および役員会

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上4名以内
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 若干名

2 役員は、第1号会員および第2号会員のうちから選任する。

3 役員を選任したときは、遅滞なく校友会ホームページにおいて公表し、総会に報告することとする。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。任期途中に選任された役員の任期は、現役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、その任に当たるものとする。

第11条 幹事は、正副会長会議において推薦し、幹事会において選任する。

2 常任幹事は、幹事のうちから幹事会において選任する。

3 幹事の選出に当っては、各年齢層からの選任に留意することとする。

第12条 会長および副会長は、常任幹事会において選任する。

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。

第14条 本会に次の会議を置く。

2 正副会長会議は、本会の日常会務を決定し執行する。

(1) 正副会長会議は、会長および副会長を以って構成し、会長が召集する。

(2) 正副会長会議は、次の事項を審議する。

ア. 幹事の推薦

イ. 資産および管理に関する事項

ウ. 予算および決算に関する事項

エ. 本会運営に関する事項

(3) 正副会長会議は、必要により随時開催する。

3 常任幹事会は、本会の会務の重要事項を審議し決定する。

(1) 常任幹事会は、会長、副会長および常任幹事を以って構成し、会長が召集する。

(2) 常任幹事会は、次の事項を審議する。

ア. 校友会総会の開催に関する事項

イ. 入会金、会費およびその他徴収金に関する事項

ウ. 第25条に定める細則

エ. その他、本会運営に関する事項

(3) 常任幹事会は、次のとおり開催する。

ア. 原則として、毎年2回

イ. その他会長が必要と認めたとき

4 幹事会は、本会会務について審議する。

(1) 幹事会は、幹事を以って構成し、会長が召集する。

(2) 幹事会は、次の事項を審議する。

ア. 会則に関する事項

イ. 予算及び決算に関する事項

ウ. 本会の行事・催しに関する事項

エ. その他、本会に関する事項

(3) 幹事会は、次のとおり開催する。

ア. 原則として、毎年1回

イ. その他会長が必要と認めたとき

第15条 前条の会議における議事は、すべて出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。なお、審議事項についてあらかじめ意思を表示したものは出席したものとみなす。

第16条 (削除)

第4章 校友会総会

第17条 本会は、毎年1回、常任幹事会の決定に従い、校友会総会を開催する。常任幹事会において必要と認

めたときは臨時校友会総会を開催する。

第18条 校友会総会は、会長が招集する。校友会総会の議事、期日および場所は、平安女学院校友会ホームページなど適当な方法により会員に知らされなければならない。

第19条 校友会総会の議事については、第15条の規定を準用する。この場合、出席役員は出席会員と読み替える。

第5章 会計

第20条 本会の経費は、入会金および会費その他の収入をもってこれにあてる。

第21条 次の事項は、幹事会の承認を受けなければならない。

- (1) 当該年度収支予算
- (2) 前年度収支決算
- (3) 事業報告

2 前項の各号は、校友会ホームページにおいて公表し、総会に報告しなければならない。

第22条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月末日に終わる。

2 本会の会計業務は、平安女学院法人事務局に委嘱する。

第23条 会計監査は2名とし、幹事会において役員以外より選出され、本会の会計を監査する。

第6章 個人情報

第24条 個人情報保護法等の法令を遵守し、登録の個人情報は、適切に取り扱うとともに正確性・機密保持に万全を尽くすよう努めなければならない。また、会員の情報の収集は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

第7章 雑則

第25条 本会の本部事務を所管するために、事務局を置く。

2 事務局の業務は、平安女学院法人事務局において行う。

第26条 本会則のほか必要な事項は常任幹事会の議を経て細則をもってこれを定める。

第27条 本会則の改廃は、常任幹事会の議を経て幹事会において行う。

2 会則の改廃を行ったときは、校友会ホームページにおいて公表し、総会に報告しなければならない。

附則

1 この会則は、2007年7月7日から施行する。

2 設立時の役員は、発起人会で選任し、次の総会で承認を得なければならない。任期は2009年3月31日までとする。

3 本会の会員に、会員証を発行する。会員証の発行については、別に定める。

4 (第5条第2項(第2号会員)の定義を変更し、別表1の終身会費を校友会費に変更。別表2に賛助会員年会費を記載。)

5 この会則は、総会で決議された日(2008年11月22日)から施行する。

6 この会則は、総会で決議された日(2009年11月21日)から施行する。

7 この会則は、総会で決議された日(2010年11月27日)から施行する。

8 この会則は、総会で決議された日(2016年11月5日)から施行する。

9 この会則は、総会において議決された日(2023年7月15日)から施行する。

(1) 施行の日において第3号会員であった者は、引続き本会会員とする。

別表1 会員諸会費

入会金	20,000円	
年会費	—	当面の間、徴収しない。

別表2 (削除)